飯田市 建築確認申請等にかかる手数料 (飯田市手数料条例第2条第2項 別表第3)

区分			単位	金額
1 建築基準法(昭和	床面積の合計が	法第6条の4第	1件	6,000円
25年法律第201号。以	30平方メートル	1項各号のいず		, , , ,
下この表において	以内のもの	れかに該当する		
「法」という。)第		建築物		
6条第1項の規定に		上記以外	1件	10,000円
よる確認の申請又は	床面積の合計が	法第6条の4第	1件	10,000円
法第18条第2項の規	30平方メートル	1項各号のいず		•
定による通知に対す	を超え、100平方	れかに該当する		
る審査	メートル以内の	建築物		
	もの	上記以外	1件	16,000円
	床面積の合計が	法第6条の4第	1件	16,000円
	100平方メートル	1項各号のいず		
	を超え、200平方	れかに該当する		
	メートル以内の	建築物		
	もの	上記以外	1 件	26,000円
	床面積の合計が	法第6条の4第	1件	26,000円
	200平方メートル	1項各号のいず		
	を超え、500平方	れかに該当する		
	メートル以内の	建築物		
	もの	上記以外	1件	50,000円
	床面積の合計が	法第6条の4第	1件	42,000円
	500平方メートル	1項各号のいず		
	を超えるもの	れかに該当する		
		建築物		
		上記以外	1件	66,000円
2 法第88条第1項に	工作物を築造する場合(次項に掲げ		1 件	12,000円
おいて準用する法第	る場合を除く。)			
6条第1項の規定に	確認を受けた工作物の計画を変更し		1 件	7,000円
よる確認の申請又は	て工作物を築造する場合			
法第18条第2項の規				
定による通知に対す				
る審査				
3 法第7条第1項又	床面積の合計が	法第7条の5に	1件	12,000円
は法第18条第17項の	30平方メートル	該当する建築物		
規定による完了検査	以内のもの	上記以外	1件	13,000円
	床面積の合計が	法第7条の5に	1件	14,000円
	30平方メートル	該当する建築物		
	を超え、100平方	上記以外	1件	17,000円
	メートル以内の			
	もの			

	床面積の合計が 100平方メートル	法第7条の5に 該当する建築物	1件	19,000円
	を超え、200平方 メートル以内の もの	上記以外	1件	22,000円
	床面積の合計が 200平方メートル	法第7条の5に 該当する建築物	1件	26, 000円
	を超え、500平方 メートル以内の もの	上記以外	1 件	32,000円
	床面積の合計が 500平方メートル	法第7条の5に 該当する建築物	1件	43,000円
	を超えるもの	上記以外	1件	53,000円
4 法第88条第1項に 第18条第17項の規定は	1件	13,000円		
5 法第85条第5項の	許可の期間1月を	超えるもの	1件	120,000円
規定による仮設建築 物の建築の許可の申 請に対する審査	許可の期間1月以内のもの		1件	60, 000円
6 法第6条第1項第4号に該当する建築物に係る法第87条 の2第1項の規定による特例の認定又は同条第2項におい て準用する法第86条の8第3項の規定による特例の変更の 申請に対する審査			1件	28,000円
7 法第87条の3第5	許可の期間が1月	を超えるもの	1件	120,000円
項の規定による一時 的な用途変更に係る 許可の申請に対する 審査	許可の期間が1月		1件	60,000円
8 飯田市特別用途地區 号)第3条第1項たたる審査			1件	180,000円
9 飯田市特定用途制限地域建築条例(平成20年飯田市条例 第34号)第4条第1項ただし書の規定による許可の申請に 対する審査			1件	180,000円
10 飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例(平成31年飯田市条例第14号)第10条第1項の規定に よる許可の申請に対する審査			1件	180,000円
11 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定 の申請に対する審査			1件	50,000円
12 法第86条の8第1項の規定による特例の認定又は同条第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査			1件	27,000円
13 法第43条第2項第1	1件	28,000円		

(備考)

- 1 この表中1の項に規定する床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合((2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。)においては、当該建築に係る部分の床面積とする。
 - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とする。
 - (3) 建築物を移転する場合 ((4)に掲げる場合を除く。) においては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1とする。
 - (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。
- 2 この表中3の項に規定する床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。
 - (1) 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)においては、当該建築に係る部分の 床面積とする。
 - (2) 建築物を移転した場合においては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1とする。